

屋外広告物の設置ルールが変わります

～ルールを守って安全で美しいまちづくり～

伊豆半島は、日本を代表する観光地であり、美しい海岸線や山並みを走る道路から見る印象的な景観が魅力のひとつとなっています。

世界からお越しになるお客様に誇れる景観づくりを進め、世界一美しい伊豆半島を目指します。

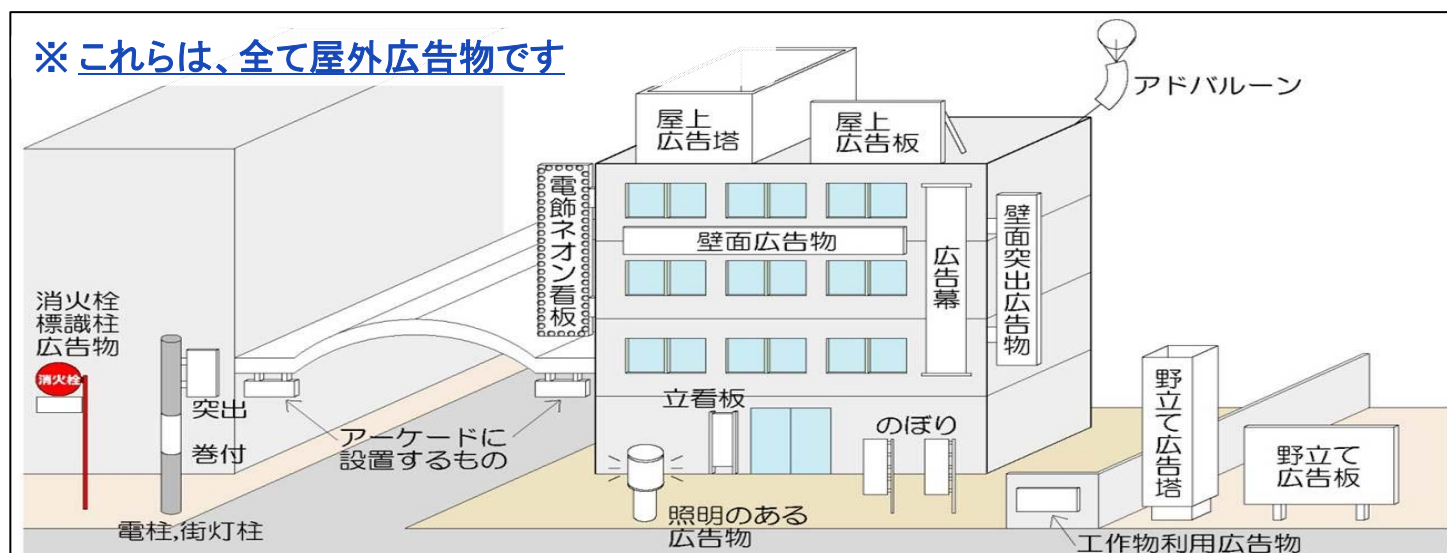
(その一環として)

伊豆半島の美しい景観と道路沿いの屋外広告物※1の大きさや色彩が調和するよう、平成29年11月1日から、屋外広告物の規制地域※2のルールを変更します。

※1 屋外広告物とは…

- ・屋外に設置する看板や広告です。
- ・屋外広告物の設置について、「静岡県屋外広告物条例」によりルールが定められています。

※ これらは、全て屋外広告物です



※2 規制地域とは…

- ・景観を大切にすべき地域は、条例で「普通規制地域」・「特別規制地域」などの、規制地域に指定されています。
- ・規制地域により、設置のルール(色彩、大きさ等の基準)が異なります。

屋外広告物の規制地域のルールを変更します。

- ◇ 「普通規制地域」を「特別規制地域」に変更します。
- ◇ このうち一部の地域では、「広告景観保全地区」に指定して、その特性に応じて、さらにきめ細かにルールを定めていきます。

(平成29年11月1日～)

区分	内容
普通規制地域	屋外広告物の設置に当たり、許可が必要な地域
特別規制地域	原則、屋外広告物を設置できない地域 (例外として、自家広告物や案内図板で、許可基準に適合するものは、許可を受けて設置することができます。)
広告景観保全地区	特に良好な景観を形成するため、特別規制地域で例外的に設置することができる自家広告物や案内図板の許可基準を引き上げる地域

